

競 争 入 札 心 得

（ 総 則 ）

第 1 条 北見地区消防組合発注に係る建設工事の一般競争又は指名競争入札にあたっては、別に定めのあるものの他この心得を承知するものとします。

（ 入札保証金等 ）

第 2 条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税の合計額を含んだ額）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、北見地区消防組合を被保険者とする入札保証保険証券を提供したときは入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ保険期間が入札当日から起算して 7 日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として、定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提供してください。

（ 入 札 ）

第 3 条 入札参加者は、入札書を作成し封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

（ 公正な入札の確保 ）

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に低触する行為を行ってはなりません。

（ 代 理 ）

第 5 条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提供しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

（ 入札書の書換え等の禁止 ）

第 6 条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（ 無効入札 ）

第 7 条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（ 1 ） 入札の参加に必要な資格のない者のした入札

（ 2 ） 郵便等による入札で、所定の日時までには到着しなかったもの

（ 3 ） 所定の入札保証金の納付又はそれに代わる担保の提供のない者のした入札

- (4) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (5) 入札金額を加除訂正した入札
- (6) 入札金額その他必要な事項を確認しがたい入札
- (7) 同一入札事項について、入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (8) 同一入札事項について、2人以上の入札者を代理した代理人による入札
- (9) 同一入札事項について、他の入札者の代理人となっている入札者のした入札
- (10) 明らかに不正によると認められる入札
- (11) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札の取りやめ等)

第8条 管理者が、入札を公正に執行することができないほど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札辞退)

第9条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあたっては、その旨を文書又は口頭により管理者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあたっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること

3 前項により、入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを受けることはありません。

(開 札)

第10条 開札は、公告又は通知した場合において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第11条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。再度入札の執行回数は原則として2回とします。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としてします。ただし最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札したものを落札者としてします。

2 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第13条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、管理者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とし、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第14条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第15条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、管理者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、管理者に提出しなければなりません。

(入札保証金の帰属)

第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提出した担保は、北見地区消防組合に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税の合計を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を北見地区消防組合に納付しなければなりません。

(入札保証金等の充当)

第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(契約保証金)

第18条 契約を締結しようとする者(あらかじめ契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し又はこれに代える担保を提出しなければなりません。ただし、公共工事履行保証証券又は北見地区消防組合を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額てん補の特約のあるものとし、かつ保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のもでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。